副
396

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月３０日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団　甲友会

①　□ 財団　　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　■ 基金制度採用　　□ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　岩手県盛岡市本町通一丁目１６－４

(3) 設立認可年月日　　平成２８年７月１９日

(4) 設立登記年月日　　平成２８年８月　１日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	土井　秀之	栗原クリニック管理者
理　事	土井　恵子	
同	中島　範昭	
監　事	野村　政彰	

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	栗原クリニック	０３１０１１７４４５	岩手県盛岡市本町通一丁目１６－４	一般病床　０床 療養病床　０床 [医療保険０床] [介護保険０床]

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

なし

副

396

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年８月２５日　　令和６年度決算の決定

令和７年８月２５日　　基金の一部返還の件

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

副

様式２

法人名　医療法人社団　甲友会

所在地　岩手県盛岡市本町通１丁目１６－４

※医療法人整理番号　396

財　産　目　録

(令和 8年 6月30日現在)

１．資　　産　　額		113,656 千円
２．負　　債　　額		11,920 千円
３．純　資　産　額		101,736 千円

(内　訳)　　(単位：千円)

区　　分		金　　額
Ａ 流 動 資 産		90,257
Ｂ 固 定 資 産		23,398
Ｃ 資 産 合 計	（Ａ＋Ｂ）	113,656
Ｄ 負 債 合 計		11,920
Ｅ 純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	101,736

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと

土　　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

建　　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

副

様式３－２

法人名　医療法人社団　甲友会
所在地　岩手県盛岡市本町通１丁目１６－４

※医療法人整理番号	396

貸借対照表

(令和 8年 6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ流動資産	90,257	Ⅰ流動負債	11,920
Ⅱ固定資産	23,398	Ⅱ固定負債	0
1有形固定資産	22,173	負債合計	11,920
2無形固定資産	1	純資産の部	
3その他の資産	1,223	科目	金額
		Ⅰ基金	35,000
		Ⅱ積立金	66,736
		（うち代替基金）	(35,000)
		Ⅲ評価・換算差額等	0
		純資産合計	101,736
資産合計	113,656	負債・純資産合計	113,656

副

様式４－２

法人名　医療法人社団　甲友会

所在地　岩手県盛岡市本町通１丁目１６－４

※医療法人整理番号　396

損　益　計　算　書

（自　令和 7年 7月 1日　至　令和 8年 6月30日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ事業損益	
Ａ本来業務事業損益	
１事業収益	234,326
２事業費用	226,578
本来業務事業利益	7,747
Ｂ附帯業務事業損益	
１事業収益	0
２事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	7,747
Ⅱ事業外収益	1,682
Ⅲ事業外費用	0
経常利益	9,430
Ⅳ特別利益	0
Ⅴ特別損失	548
税引前当期純利益	8,881
法人税等	1,789
当期純利益	7,091

副

396

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団　甲友会
理事長　土井　秀之　殿

私は、医療法人社団甲友会の令和７年度会計年度（令和７年７月１日から令和８年６月３０日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

（１）事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
（２）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
（３）計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
（４）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和　８年　８月２４日

医療法人社団甲友会

監事　　野村　政彰